熊本県人権情報誌
コッコロ通信

P.1　みなさん、知っていますか？
「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」

P.2　水俣病公式確認７０年
―水俣病の正しい理解の促進と教訓の継承の取組み

P.3　障がいのある人もない人も共に生きる熊本へ

P.4　講師派遣事業レポート「杉本 肇　講師」編
登録講師派遣事業のご案内
人権啓発図書・ビデオ・パネル貸出しのご案内

みなさん、知っていますか？
「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」

熊本県では、令和２年（２０２０年）６月に部落差別のない社会を実現するために本条例を制定しました。

県内では、SNSやインターネット上での悪質な差別書き込み、自治体への同和地区の所在についての問い合わせなどの部落差別が今もなお発生しています。

条例では、県民、事業者の皆様に対し、以下のような行為をしてはならないと定めています。

○ 同和地区の所在が書いてある図書や地図などを提供する行為
○ 同和地区かどうかを他人に教えたり、言い広めたりする行為
○ 結婚や就職に際し、特定の個人やその親族が同和地区に住んでいるか、住んでいたかについて調査を依頼する行為
○ その他、結婚や就職に際しての部落差別の発生につながるおそれのある行為

部落差別（同和問題）を自らの問題として正しく理解し、一人一人が差別のない社会をつくるための具体的な行動につなげていきましょう

←「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」は
こちらからご覧ください

この情報誌には
音声コードが
印刷されています。

Uni-Voice

水俣病公式確認70年 ——水俣病の正しい理解の促進と教訓の継承の取組み

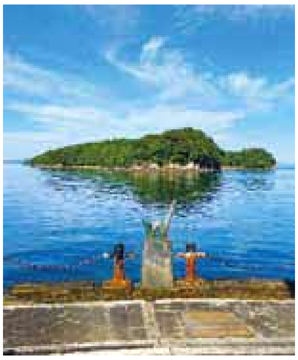
現在の水俣湾の様子

令和８年５月１日に、水俣病公式確認から７０年を迎えました。

水俣病は、水銀中毒症であり、感染症でも遺伝する病気でもありません。しかし、水俣病の原因がまだはっきりしなかった頃は伝染すると誤解され、就職や結婚、地域の付き合いを断られるなど偏見や差別が患者・被害者やその家族を苦しめました。また、「水俣」というだけで特別な目で見られ、県外で水俣出身を語ることができませんでした。

このような水俣病に対する差別や偏見は現在も完全には解消されていません。

水俣病をめぐる人権問題は風化も進んでおり、その防止を図るためにも、今なお私たちが向き合い続けることが必要です。

県が取り組む課題解決に向けた関連事業

水俣病が発生した地域では、差別や偏見をなくし、地域の再生と地域住民間の絆を回復することを目的とした「もやい直し」と呼ばれる活動が行われています。

特に、水俣病公式確認から７０年となる今年は水俣病への関心が高まる貴重な機会であり、熊本県では、水俣病の正しい理解や教訓の継承にこれまで以上に力を入れて取り組んでいます。

県が主催する情報発信事業

水俣病や他の公害の語り部の方による水俣病の教訓を伝え続けることの大切さをテーマとしたシンポジウムや県内各地での偏見差別の解消を図るためのパネル展を行います。

民間団体が実施する取組を支援する地域提案事業

慰霊や経験・教訓の継承のほか、水俣病患者・被害者等に対する地域社会活動等の支援や地域福祉社会づくり、もやいづくりとそれを踏まえた地域の振興を推進する取組みが行われます。

胎児性患者と子供たちの交流事業

水俣病を正しく理解するために

今年度は、水俣病公式確認７０年関連事業として、年間を通じ、様々な形で取組みが行われます。これらについては、概要を県ホームページに掲載しています。

［ 事業の具体例 ］

- 水俣を撮影した写真家の写真を厳選した巡回写真展と、写真家等によるトークイベント
- 胎児性水俣病患者の思いを形にする音楽イベント（石川さゆりコンサート＆胎児性水俣病患者70年の生きてきた証とパネル展）
- 朗読家、作曲家と合唱団みなまた等による「水俣病を伝える朗読音楽劇」
- 市民参加型の追悼行事「火のまつり」の30年余の歩みを振り返る記念誌の作成
- 胎児性・小児性水俣病患者と子どもたちの「2001水俣ハイヤ」総踊り　など

水俣病問題は、患者・被害者、あるいは水俣病発生地域だけの問題ではなく、科学技術や経済的豊かさの恩恵を受けてきた社会全体に関わる問題です。７０年事業を契機にぜひ多くの皆様にご参加いただき、水俣病について正しく知り、自分自身の問題として受け止め、命や健康、環境の大切さを学ぶ機会にされてください。

※今後、予定は変更になる可能性があります。

水俣病公式確認70年事業
紹介ページ

【問合せ先】
● 電　話：096−333−2304（水俣病保健課）
● メール：minamatahoken@pref.kumamoto.lg.jp

Uni-Voice

障がいのある人もない人も共に生きる熊本へ

　熊本県では、障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指しています。
　このような社会の実現に向けて、障がいのある人が日常生活や社会生活で受けている制限や制約を無くすために、障がいや障がい者のことを正しく理解し、必要な改善や変更（合理的配慮）を行ったり、日常的な触れ合いや交流を深めたりすることが大切です。

障がいのある人が直面する障壁

物理面	道路や建物の段差 など
制度面	就学・就職・資格試験の機会 など
文化・情報面	必要な情報が平等に得られない など
意識面	偏見や無関心による発言や行動 など

➡「共生社会」の実現には、社会に存在する様々な障壁を取り除くことが重要。

ＩＣＴ（情報通信技術）による社会参加

　スマートフォンやパソコンなどのＩＣＴ機器は、障がいのある人の生活や社会参加を支える重要なツールです。
　例えば、「家族や友人と交流したい」「見えにくくても、読書を楽しみたい」「話すことが難しくても、自分の気持ちや考えを伝えたい」といった思いも、障がい特性や個々のニーズに応じたＩＣＴ機器を活用することで実現しやすくなります。
　ＩＣＴ機器は、情報へのアクセスやコミュニケーションの機会を広げ、障がいのある人の生活の質の向上と社会参加を支えています。

熊本県障がい者ＩＣＴサポートセンターへ相談を！

　熊本県では、障がいのある方のＩＣＴ機器の日常利用を支援するＩＣＴサポートセンターを設置しています。気軽にご相談ください。

◇熊本県障がい者ＩＣＴサポートセンターの概要◇

相談対応時間：9:00～16:30（水・日祝・年末年始を除く）
※来所される場合は、事前にご連絡ください。
利用料：無料
所在地：熊本市東区長嶺南２丁目３－２
（熊本県視覚障がい者福祉協会内）
TEL：096-383-6833　FAX：096-237-8100
ＨＰ：https://kumamotokenshikyo1.wixsite.com/kumashikyo/ict

（センター HP）

事業概要：①障がいのある方からの日常でのＩＣＴ機器利用に関する相談受付
②障がいの種類や程度、状況に応じた機器やアプリの紹介
③県内各地で支援者養成のための研修会の開催

Uni-Voice

講師派遣事業レポート　「杉本 肇　講師」編

熊本県人権同和政策課では、県内の企業、団体等が実施する研修や講演会に「人権関係登録講師」を派遣しています。
今回は講師派遣事業を活用して開催された講演の中から「水俣病をめぐる人権」をお話いただいた 講師 杉本 肇 さんのお話を一部掲載します。
杉本さんは父、母、祖父母が水俣病でした。患者の家族として、その苦しみを身近で見ながら育った少年期や、水俣病発生時の地域の様子をはじめ、ご自身の経験を踏まえた「知ることの大切さ」などを伝えられました。

（杉本さんの講話より一部抜粋）

水俣病の原因は、チッソ工場から排出されたメチル水銀です。しかし、私は、単に工場だけの問題ではないと思います。戦後、日本は豊かな暮らしを目指して急速に発展しました。その一方で、環境を大切にする意識は十分ではなく、メチル水銀などの有害なものまで海へ捨てられました。メチル水銀は、魚に蓄積し、それを食べた人たちが水俣病になったのです。
水俣病の患者やその家族は病気だけでなく、差別や偏見にも苦しみました。水俣病は「伝染」も「遺伝」もしませんが、私自身も避けられたり、いやがらせを受けたりしました。
なぜ水俣病が起きたのか、水俣病の仕組みをしっかり知ることが大切です。経済の発展の中で公害病が生まれたということを知らなければいけない。人の命や環境など、大切なものの順番を間違えてはいけなかったと思います。
過去を変えることはできません。だから、水俣病のことを知り、同じ過ちを繰り返さないよう、これから何をやっていくか、考えていくことが大切です。それは私たち一人一人の問題だと思います。

登録講師派遣事業のご案内

詳しくはこちらの
二次元コードからチェック!

杉本 肇 さんを含む37名の登録講師が様々な人権課題について、ご希望のテーマに沿った研修や講演会を行います。
県が講師への謝金と旅費を負担します。ぜひ活用ください。

人権啓発図書・ビデオ・パネル貸出しのご案内

人権センター（県庁行政棟新館２階）では、人権に関する図書・ビデオ・パネルの無料貸出しを行っています。職場や団体・学校等での人権研修に、ご活用ください。

◆希望作品を人権センターホームページでご確認の上、直接人権センターへおいでください。（着払いでの郵送もできます。）
◆貸出希望日の前月初日から（パネルは3ヶ月前から）電話予約ができます。
◆貸出数・貸出期間

図　書	３冊まで、	２週間以内
ビデオ	２本まで、	１週間以内
パネル	制限なし、	１週間以内

貸出専用TEL　096－333－2300
受付時間　月～金（祝日、年末年始を除く）9時～16時

ホームページへのアクセスは
熊本県人権センター　で　検索
※右の二次元コードを読み取ってもアクセスできます。

発行者：熊本県
所　属：人権同和政策課
発行年度：令和8年度（2026年度）

Uni-Voice